

【 留萌市プレミアム商品券 】

参加店舗 募集要項

留萌市プレミアム商品券実行委員会

◆ 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞する中、留萌市内の事業者が困窮を極めている状況からいち早く抜け出せるように、個人消費の促進を図るとともに、商業やサービス業、飲食店など地元事業者を支え、応援することを目的として、プレミアム商品券を発行する。

また、通常のプレミアム商品券の発行のほか、4月～6月に実施したPUSHプロジェクトの支援を受けることのできなかつた小規模地元商店への支援を目的とする事業も同時に実施する。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名称 下記の①、②を総称して留萌市プレミア付き商品券という。
① もえトクプレミアム商品券（20%割増）
② プレミアムDX商品券（50%割増）
- (2) 発行者 留萌市プレミアム商品券実行委員会
- (3) 事務局 留萌商工会議所
- (4) 発行額 総額 5億1千万円
① もえトクプレミアム商品券 3億6千万円（@12,000円×30,000冊）
② プレミアムDX商品券 1億5千万円（@15,000円×10,000冊）
- (5) 発行数 ① 30,000冊 ・ ② 10,000冊
- (6) 販売価格 1冊 10,000円（①1,000円券 12枚綴）、（②1,000円券 15枚綴）
- (7) 購入限度 1人 各3冊まで
- (8) 使用有効期間 令和2年11月1日（日）～ 令和3年1月31日（日）
- (9) 商品券の換金 期間 … 令和2年11月2日（月）～ 令和3年2月12日（金）
方法 … 商品券の額面金額を口座振込にて換金致します
（※ 詳細は、後記「9. 換金について」をご確認ください）
- (10) 販売方法 窓口販売
※ 購入希望者から事前申込みを受け、購入引換券を発行
- (11) 販売場所
及び期間 ① るもいプラザ（毎週水曜日の閉館日は休み）
令和2年10月20日（火）～ 令和2年11月30日（月）10:00～16:00
② 留萌商工会議所（土・日・祝祭日は休み）
令和2年10月20日（火）～ 令和2年11月30日（月）10:00～16:00
※ 購入希望数が発行数を上回る場合は抽選により購入者を決定する。
- (12) 参加店舗
登録条件 ■ もえトクプレミアム商品券：「新北海道スタイル」を実践する市内事業者
■ プレミアムDX商品券：下記の①～⑤すべてに該当する市内事業者
① 「新北海道スタイル」を実践していること
② 旧大店法の基準であった第一種、第二種の大型店舗ではないこと
③ 留萌市以外に資本を持つ商業、サービス業などのチェーン店や
フランチャイズ店ではないこと
④ 留萌市以外に本店及び本部などの拠点がなくないこと
⑤ 既に留萌市独自の経済対策PUSHプロジェクト（第1弾～第5弾）で
支援を受けていないこと（※ 風俗営業法の適用を受けない事業者）

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- たばこ事業法（昭和59年8月10日 法律 第68号）第2条 第1項 第3号に規定する製造たばこの購入
- 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・水道・電話料金など）
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年 法律 第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

4. 商品券の流れについて



5. 参加資格

(1) もえトクプレミアム商品券

「新北海道スタイル」を実践し、留萌市内に事業所または店舗等を有する事業者（以下、店舗という）で市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

(2) プレミアムDX商品券

下記の①～⑤すべてに該当する市内事業者

- ① 「新北海道スタイル」を実践していること
 - ② 旧大店法の基準であった第一種、第二種の大型店舗ではないこと
 - ③ 留萌市以外に資本を持つ商業、サービス業などのチェーン店やフランチャイズ店ではないこと
 - ④ 留萌市以外に本店及び本部などの拠点が無いこと
 - ⑤ 既に留萌市独自の経済対策PUSHプロジェクトで支援対象となった業種・業態ではないこと
- (3) 上記(1)、(2)共通で次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 留萌市プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、事務局が配付する販売ツール(参加店証等)を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨事務局にも報告して下さい。
- ③ 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否してください。
- ④ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印を押印することとし、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ⑤ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。

有効期間中の商品売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

- ⑥ プレミアムDX商品券の取扱店以外の事業所で、利用者からプレミアムDX商品券の使用の申し出があった場合は、利用できない旨説明し、利用を断ってください。
間違って利用された商品券は、換金いたしません。

7. 申し込みについて

(1) 申込方法

参加を希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAX又は郵送等にて事務局まで申請して下さい。

※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みしていただきます。この場合、各店舗の名称（例：〇〇〇留萌店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

(2) 申込期間

令和2年8月20日（木）から8月31日（月）まで

※ 参加申込は、8月31日以降も受け付けますが、8月31日以降のお申込みについては、チラシ等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 参加店舗の選定

- ・ 申込みのあった事業者については、当所での審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・ 参加店舗には、店頭に掲示して頂く参加店証等および換金請求書等を後日配布します。
（複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します）
- ・ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

8. 参加店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消の措置を取ります。損害金が発生した際は、賠償請求する場合があります。

9. 換金について

(1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金はいたしません。

原則として、商品券の換金代金の支払いは、取扱店より提出された商品券の額面金額を受付日後、ご指定の口座へ振込みます。

(2) 請求方法

換金請求書に必要事項を記入のうえ、引換済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこと）を添付し、下記の換金請求先へご持参ください。

(3) 請求期間

令和2年11月2日（月）から令和3年2月12日（金）まで

※ 土・日・祝祭日及び留萌信用金庫が定める休日を除く

受付時間は留萌信用金庫にて定める営業時間内とします。

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金請求先

○ 留萌信用金庫 本店

〒 077-8686 留萌市花園町 2 丁目 1 番 8 号 TEL:0164-42-1251

○ 留萌信用金庫 中央支店

〒 077-0045 留萌市本町 4 丁目 1 4 番地 TEL:0164-43-7111

10. その他留意事項

- ・ 「募集要項」に記載されていない事項などについては、協議を行います。
- ・ 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、チラシ、ホームページなどにより広報します。

【 お問合せ先 】 留萌商工会議所（事務局）

〒077-0044 留萌市錦町1丁目1-15

TEL : 0164-42-2058 FAX : 0164-43-8322